

◎新潟県告示第819号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定により告示する。

令和6年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
万代島美術館観覧料徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年8月1日
- 3 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NK S コーポレーション新潟支店	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号